

一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び蕨市契約規則（昭和45年蕨市規則第41号）第2条の規定に基づき公告する。

蕨市長 頼高 英雄

記

1 入札物件

(1) 車両

消防ポンプ自動車 CD-I

(2) 数量

1台

(3) 車両概要

ア 内容	消防ポンプ自動車の売却
イ 車名	ニッサンディーゼル コンドル
ウ 型式	KK-BKR71GN
エ 車台番号	BKR71G7740246
オ 自動車登録番号	大宮 800 さ 5285
カ 初年度登録年月	平成12年3月
キ 寸法	長さ555cm×幅188cm×高さ245cm
ク 車両重量	4140kg
ケ 走行距離	2405km（令和6年4月1日現在）
コ 車検有効期限	一時抹消登録
サ 使用車種規制	NOx・PM適合

(4) 入札予定価格

¥400,000円

2 入札参加資格

- (1) 日本国内に在住する個人又は、法人とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 市税や市納付金の滞納がないこと。法人の場合は、法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者）に市税や市納付金の滞納がないこと。
- (4) 入札参加申請書を指定した期日までに提出していること。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の公正団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。
- (6) 代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、法人でない団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等でないこと。

3 入札参加資格の審査等

(1) 入札参加申込書等

当該入札に参加しようとする者は入札参加申込書【様式1】、入札書【入札書】及び次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出しなければならない。

ア 個人の場合

運転免許証、マイナンバーカード、住民票（発効後3か月以内のもの）、健康保険証のいずれかの写し（顔写真入りでないもの場合は身分がわかるもの2つ以上）

イ 法人の場合

法人登記簿謄本（発効後3か月以内のもの）

(3) 申込受付期間

令和6年4月12日（金）から令和6年5月10日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

(4) 申込受付場所

〒335-0005 蕨市錦町5丁目1番22号 蕨市消防本部総務課警防係

(5) 提出方法

郵送又は持参により提出。郵送の場合は、配達員の記録が残る方法で送付し、受付期間内に必着とする。

4 入札物品公開の日時及び場所

(1) 日時

令和6年4月12日（金）から令和6年5月10日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。なお、正午から午後1時までを除く。

(2) 場所

蕨市消防本部（蕨市錦町5丁目1番22号）

(3) 連絡先

蕨市消防本部総務課警防係（電話番号：048-441-0173）

(4) その他

入札物品の公開期日に参加しない場合においても入札に参加できるが、現状を把握し、全ての事項を了承されたものとして取扱うこととする。

5 入札方法

(1) 一般競争入札

(2) 落札者となるべき入札者が2者以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

6 落札者の決定方法等

(1) 入札を行った者のうちで、予定価格（最低売払価格）を超えた最高の価格で入札した者を落札者とする。

(2) 入札結果については、落札者のみ電話連絡を行う。また、後日、市ホームページに結果を公開する。

(3) 落札者となるべき同価格の入札者が2名以上いる場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、くじ引きにより落札者を決定する。くじ引きの場合は日程を定めた後、同価格の入札者でくじ引きを行うこととする。

なお、くじ引きに参加できない場合は、当該入札に関係のない職員が代理でくじ引きを行う。

7 売却条件

次に掲げる条件をすべて承諾すること。

(1) 蕨市消防本部が指定した期日（落札後3日以内）までに売買契約を締結すること。

(2) 蕨市消防本部が指定した期日（契約締結後10日以内）までに車両代金を一括して支払うこと。

(3) 名義変更及び所定の手続きは、落札者（購入者）が行うこと。

(4) 売却代金納入後、蕨市消防本部が指定した期日（契約締結後20日以内）までに名義変更及び所定の手続きを完了すること。

(5) 名義変更及び所定の手続き完了後、車検証（写し）を蕨市消防本部総務課警防係に提出すること。

(6) 取得及び名義変更に係る税、手数料等の一切の費用は落札者（購入者）が負担すること。

(7) 名義変更及び所定の手続き完了後、蕨市消防本部が指定する期日（契約締結後30日以内）までに車両を引き取りに来ること。

(8) 解体処分をする場合は、車両引き渡し後、30日以内に抹消登録が分かる書類及び解体処分報告書（任意形式）、解体状況が確認できる画像データ等を提出すること。

(9) 再利用する場合は、車両引き渡し後、消防章・赤色灯関係・ポンプ検定証・サイレンアンプ・車両表示文字等の消去（詳細は消防本部と協議すること）し、これらの確認できる画像データ等を提出すること。

(10) 車両は現状渡しとし、売却後の車両の不調、故障及び損傷等に関する一切の苦情は受け付けない。

8 その他

(1) 申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返還しない。

(3) 落札決定までは、入札参加者及び参加予定人数は公表しない。入札後に、入札参加者数及び入札金額は公表する。

(4) 申込書等に虚偽の記載をした場合や記載事項等に不備がある場合は、入札を無効とする。

(5) 契約者が契約条項に違反した場合は、契約を解除し違約金として、契約金額の10パーセントに相当する金額を蕨市に納入すること。

9 問い合わせ先

〒 335-0005

蕨市錦町5丁目1番22号

蕨市消防本部 総務課警防係

電話 048-441-0173 (直通)